

任意継続被保険者

任意継続被保険者とは	任意継続被保険者は、退職や雇用形態の変更により健康保険の強制適用から外れた方で、自らの意志で従前の保険者に引き続き加入するとして保険料を支払われる方です。	
資格の取得要件	2ヶ月以上被保険者期間のある方	
標準報酬月額	取得から喪失まで保険料の算定基礎は、次のどちらか低いほうの月額です。 資格喪失時の標準報酬月額 又は 組合平均の標準報酬月額	
保険料	任意継続被保険者資格を取得した日の属する月から保険料が必要です。 お申し込み時(資格取得月)の保険料は返金できません。	
任意継続被保険者の期間	任意継続被保険者は資格取得した日から、最長2年。 保険料を指定日までにお支払いいただいている期間に限りです。	
被扶養者	認定	引き続き家族を扶養する場合や、新たに家族を扶養する場合は、対象者の収入とともに、ご自身の今後の収入を証明する書類を提出してください。
	削除	被扶養者が被保険者の収入の1/2を上回る場合や就労された場合は、速やかに被扶養者削除の手続きを行い、当健保から付与している全ての「証」を返納してください。

加入手続き (任継資格取得)	資格取得申請	退職や雇用条件の変更で資格喪失され任意継続を希望される方 資格喪失後20日以内に「任意継続被保険者資格取得申請書」を提出し、初月の保険料を納めてください。
	手続書類	

加入中の手続き	任意継続中に証を紛失した場合や住所・氏名の変更、被扶養者の状況が変わった場合の手続きは在職時と同じです。ただし、届出書類は健保へ直接送付してください。
---------	---

脱退手続き (任継資格喪失)	脱退申請	脱退の申請を申し受けた月の翌月1日で資格が喪失します。 「任意継続被保険者資格喪失申出書」を提出し、脱退の意思表示をしてください。新しい資格の被保険者証のコピーを後日、提出してください。 被保険者証の他、健保から付与している全ての「証」を健保へ返却し、国保に加入または、家族の被扶養者となる手続きをします。
	手続書類	
	未納喪失	期限までに保険料を支払わないと、納付期限の翌日に資格喪失となります。保険料を支払わないことで資格喪失できますが、念のためご一報ください。 被保険者証の他、健保から付与している全ての「証」を健保へ返却し、国保に加入または家族の被扶養者となる手続きをします。
	手続不要	
	就労申告	就労等で、他の医療保険が強制適用されると適用日が喪失日になります。 「任意継続被保険者資格喪失申出書」で就労を報告し、強制適用となった被保険者証のコピーをご提出ください。 被保険者証の他、健保から付与している全ての「証」を健保へ返却。
手続書類		
期間満了	任継資格の取得から2年で期間満了です。自動的に資格喪失します。 資格喪失証明書が必要な場合は健保へご連絡ください。 被保険者証の他、健保から付与している全ての「証」を健保へ返却し、国保(*)に加入または家族の被扶養者となる手続きをします。	
手続不要		

- * 国保は資格喪失の日から暦日で14日以内に手続きをすれば、未加入期間無く資格を取得することができます。
- * 期間満了の場合は、任意継続被保険者証の有効期限を持って資格喪失証明書の代用とできる場合がありますので、次の保険者にお問い合わせください。